

---

---

# 平成19年度 普通会計決算財政分析

---

---

平成20年9月



栄 村

---

# 目 次

## 【概要編】

1	普通会計に係る主な状況	(1)
2	普通会計収支決算	
(1)	決算収支の状況	(2)
(2)	歳入・歳出の内訳	(2)
3	財政分析指標	
(1)	財政力指数	(5)
(2)	経常収支比率	(6)
(3)	公債費比率・公債費負担比率	(7)
(4)	起債制限比率	(8)
(5)	実質公債費比率	(9)
4	村債と基金の残高	
(1)	村債残高	(9)
(2)	基金残高	(9)

## 【データ編】

1	純計の状況	(1)
2	決算収支の状況	(2)
3	財政指標	(3)
4	歳入の状況	(4)
5	自主・依存財源別歳入の状況	(7)
6	歳出の状況（性質別・目的別）	(9)
7	人件費の状況	(16)
8	物件費の状況	(17)
9	村債借入一覧表	(18)
10	村債事業別借入状況	(19)
11	村債年度別種別借入額一覧表	(20)
12	村債現在高の内訳	(21)
13	今後の村債元利償還額の推定	(22)
14	基金残高の推移	(23)
15	公営事業会計等への繰出金の推移	(23)

---

○普通会計とは、一般会計と特別会計（公営事業会計を除く）を一つの会計に合算したものです。ただし、合算する際に会計間の重複を相殺しているほか、一般会計内の公営事業部分を繰出処理するなど一定の調整操作を行っているため、一般会計と特別会計の単純合計とは一致しません。

○本村では、一般会計、高齢者等就労センター特別会計を1つに合算して普通会計を構成し、一般会計で実施している介護サービス事業（介護保険対象者のデイサービス）については公営事業会計として扱い、普通会計から繰出処理しています。

# 概要編

# 1 普通会計に係る主な状況

## 1) 決算収支

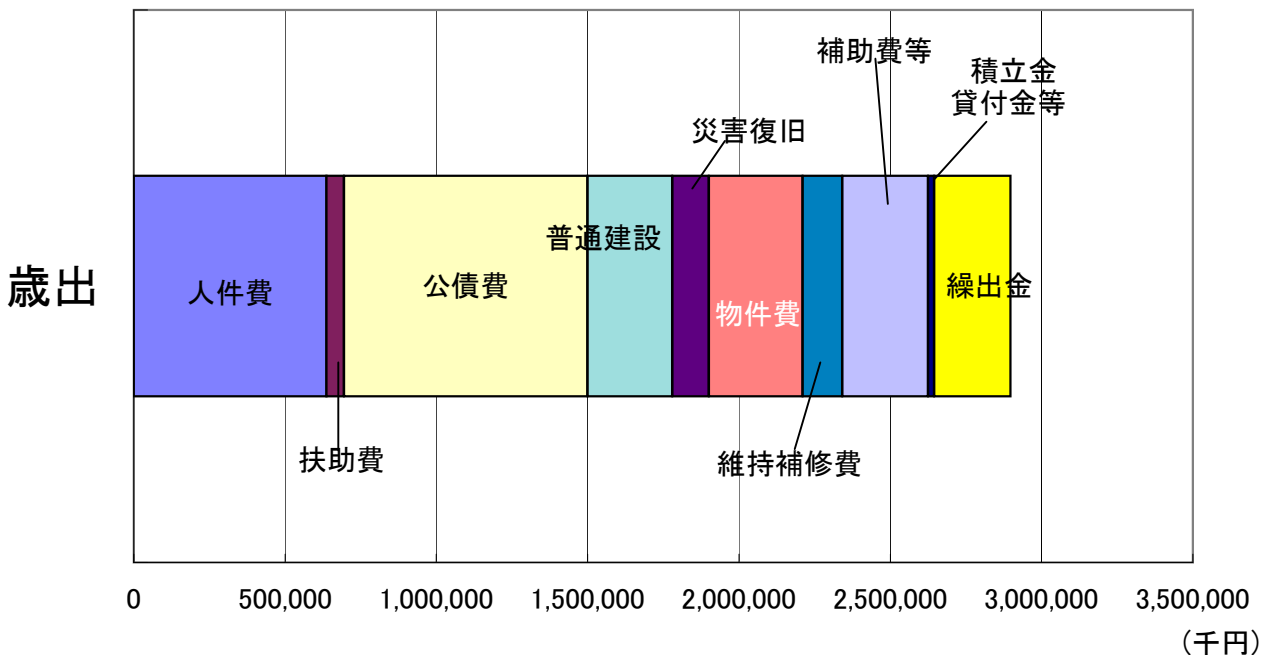
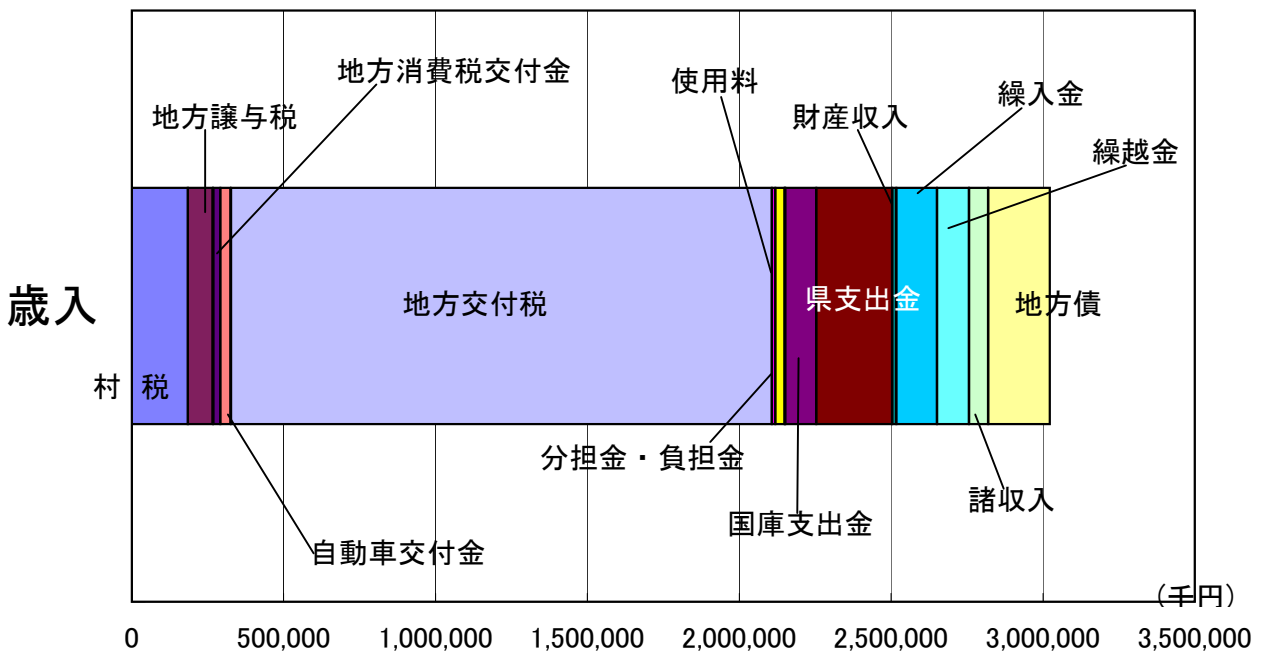
(単位：千円)

歳入総額	歳出総額	差 引	翌年度に繰り越す財源	実質収支
3,023,927	2,898,058	125,869	1,447	124,422

## 2) 財政分析に係る数値

財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率
0.140	95.2%	19.7%

## 3) 歳入歳出に係る状況



## 2 普通会計収支決算

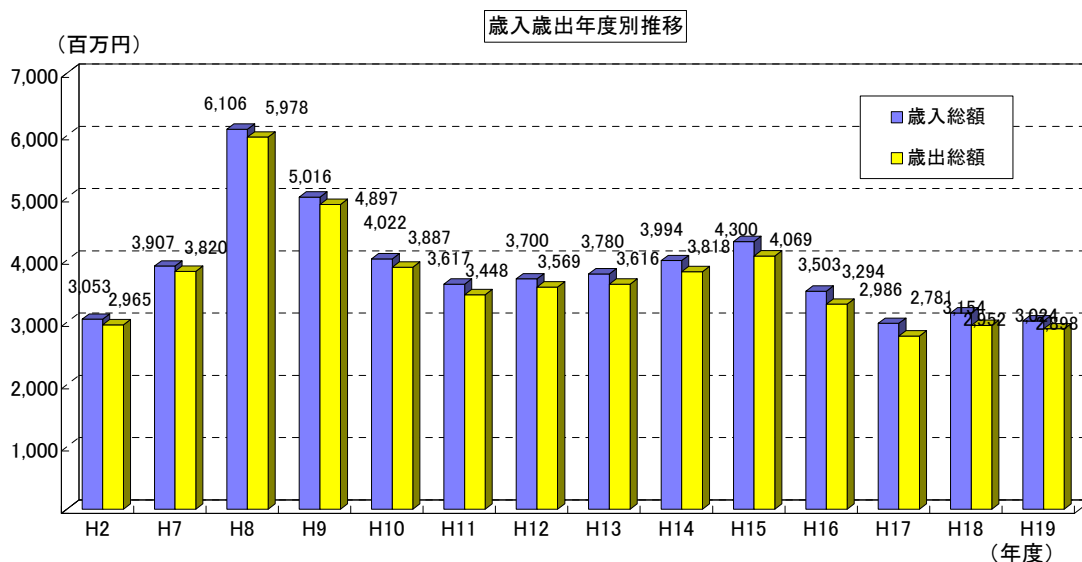
### (1) 決算収支の状況

#### ① 普通会計決算額 ～歳入歳出ともに減少～

○19年度の普通会計決算額は、歳入30億2,392万7千円、歳出28億9,805万円8千円で、歳入は前年度比4.1%の減、歳出は1.8%の減となりました。

#### ② 実質収支等 ～実質単年度収支は大幅な赤字～

- 歳入歳出差引額から翌年度繰越財源（繰越明許費繰越）を控除した実質収支は1億2,442万2千円の黒字となりました。
- 一方、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は7,042万9千円の大幅な赤字となりました。
- また、単年度収支の黒字要素である積立金等と赤字要素である積立金取崩額を精算した実質単年度収支についてはマイナス1億5,751万円7千円となり、歳入歳出面の措置がなされなかった場合、1億5,750万円あまりの赤字になっていたということが言えます。実質単年度収支の赤字額が1億円以上となったのは平成12年度以来の事で、昭和48年以降の数値では過去3番目に高い赤字額となります。



普通会計決算収支 (単位:千円、%)

区分	歳入 (a)	歳出 (b)	差引 (a)-(b)=(c)	翌年度 繰越財源 (d)	実質収支 (c)-(d)=(e)	単年度 収支 (f)	積立金 (g)	積立金 取崩額 (h)	実質 単年度 収支 (f)+(g)- (h)=(i)
19年度	3,023,927	2,898,058	125,869	1,447	124,422	▲ 70,429	1,612	88,700	▲ 157,517
18年度	3,154,256	2,951,980	202,276	7,425	194,851	3,621	1,059	90,000	▲ 85,320

### (2) 歳入・歳出の内訳

#### ① 歳入状況 ～村税10年ぶりの増。他項目では減少が多い～

- 村税は、国から地方への税源移譲の影響により、10年ぶりに前年度比8.1%の増となりました。しかし歳入全体の割合で見ると6.1%と依然として小さく、滞納金額も年々増加傾向にあることから、必ずしも明るい材料とは言えません。
- 平成16年度に三位一体の改革により大幅に減少した地方交付税は、17、18年度の一般財源総額を確保する旨の政府・与党合意が履行されたことにより、前年度比0.5%の減に留

まりました。ただし、事実上の地方交付税である臨時財政対策債は前年度比9.2%の減となったため、苦しい財政状況であることには変わりはありません。

○道路と自動車に係わる地方譲与税は前年度比17.1%の減となっていますが、これは税額算定時の基礎金額が減額されたことによるものであります。

○一方、国庫支出金は前年比64.4%の大幅な増となっています。これは県道月岡志久見線、森宮野原西線の道路改良、建設機械・スノーステーションの整備等による補助金が増加したことによるものです。

## ② 歳出状況 ～投資的経費、災害復旧事業費が減少～

### 【性別別】

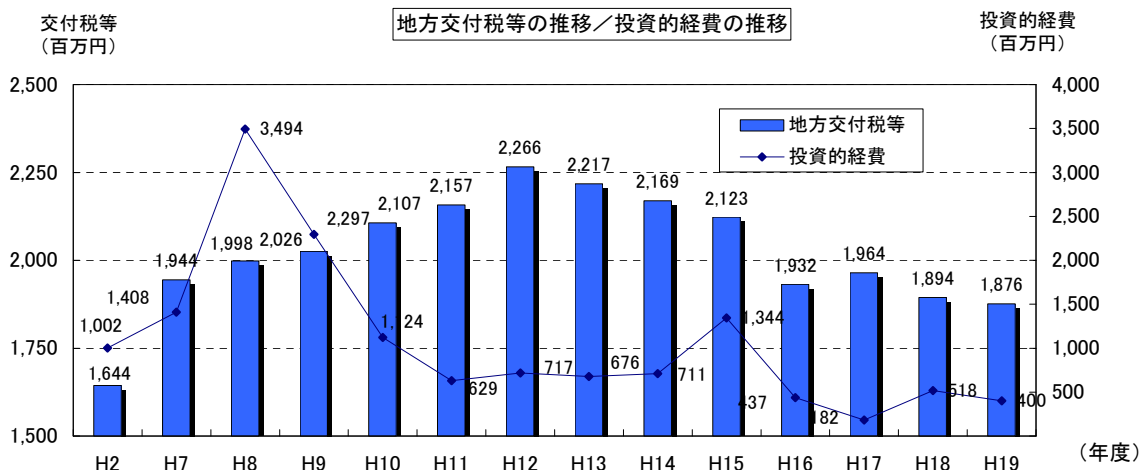
○全体としては人件費、扶助費、公債費等多くの項目で微増傾向でありましたが、一方で投資的経費である普通建設事業費と災害復旧事業費が前年度比で大幅な減少となりました。これは絵手紙収蔵館建設事業がほぼ終了したことと、農地・道路等での災害発生が少なく、関連した復旧事業が前年度より大幅に減少したことが要因としてあげられます。

○公債費は前年度比1%の増でしたが、歳出全体に占める割合が27.8%と依然として大きく、村財政を大きく圧迫している要因となっています。

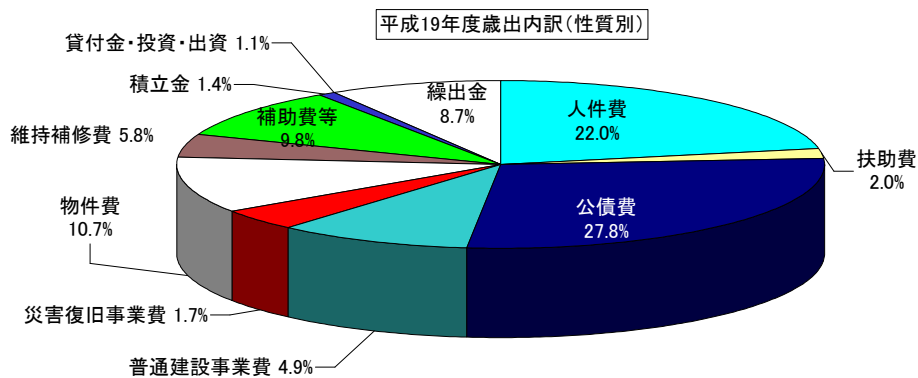
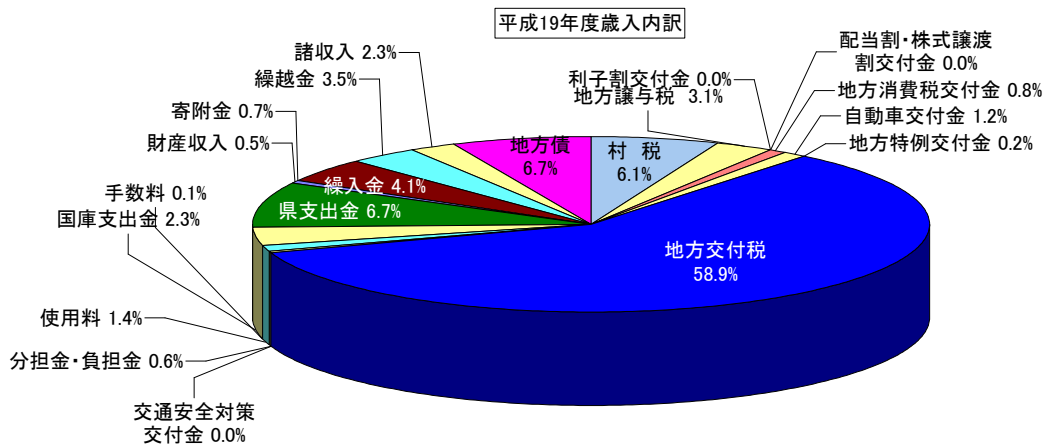
歳入歳出の内訳と増減

(単位:千円、%)

歳 入			歳 出 (性 質 別)		
区 分	決 算 額	対前年度比	区 分	決 算 額	対前年度比
村 税	184,026	8.1	人 件 費	636,805	1.1
地 方 譲 与 税	82,521	▲ 17.1	扶 助 費	58,236	5.6
地 方 交 付 税	1,781,029	▲ 0.5	公 債 費	805,038	1.0
国 庫 支 出 金	102,655	64.6	普 通 建 設 事 業 費	280,445	▲ 14.6
県 支 出 金	249,727	▲ 11.8	災 害 復 旧 事 業 費	119,691	▲ 36.8
地 方 債	203,536	▲ 7.9	物 件 費	309,969	7.3
うち臨時財政対策債	95,136	▲ 9.2	補 助 費 等	283,255	▲ 8.2
そ の 他	420,433	▲ 20.5	そ の 他	404,619	14.0
計	3,023,927	▲ 4.1	計	2,898,058	▲ 1.8

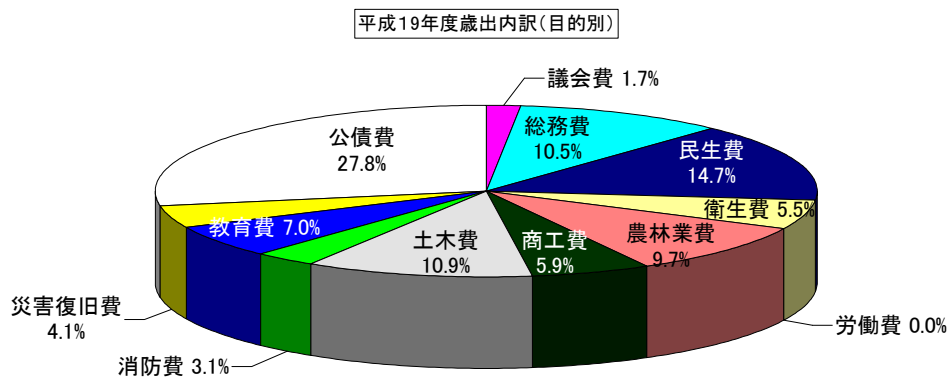


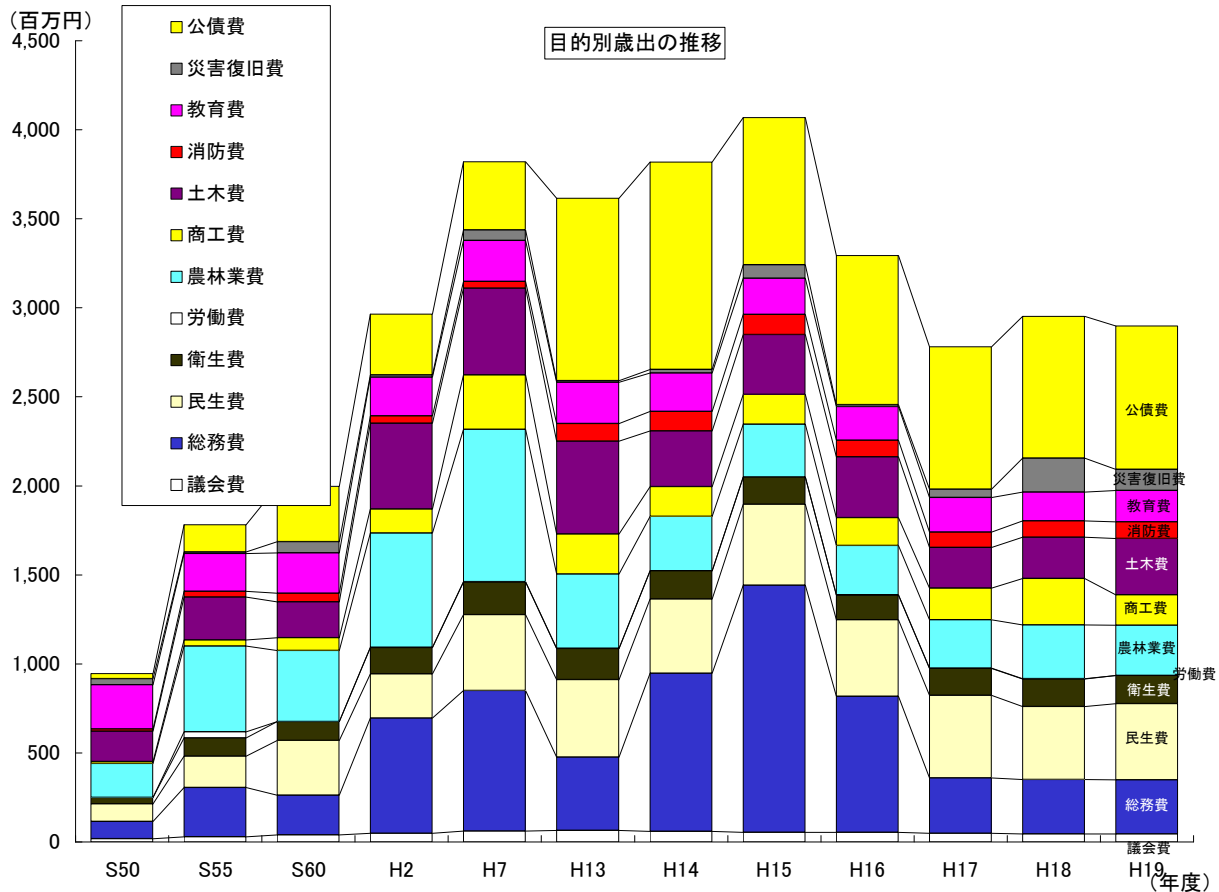
注)「地方交付税等」には臨時財政対策債を含む。



【目的別】

- 全体としては、商工費と災害復旧費が大きく減少し構成比を下げる一方で、土木費などが増加しました。
- 公債費はこれまで借り入れた起債の償還が多く、前年比0.8%増の27.8%となり、歳出全体から見ても大きな割合を占めています。





### 3 財政分析指標

#### (1) 財政力指数

##### ① 財政力指数とは

- 財政力指数は、地方公共団体の財政力を表わす指標で、当該団体の標準的な財政需要に占める地方税収入等の標準的な財政収入の割合について3カ年の平均をとったものです。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{の過去3カ年の平均}$$

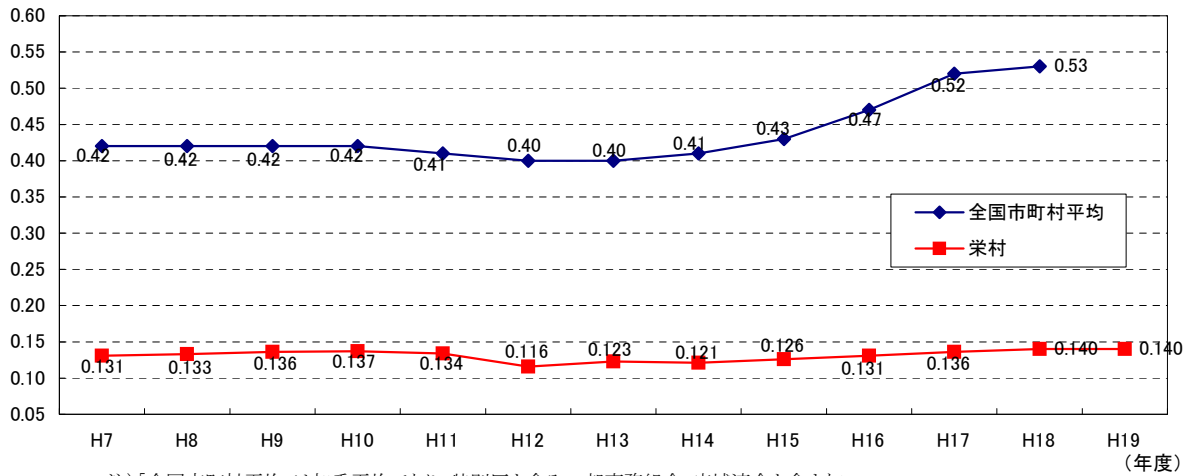
- この指数が高いほど財源に余裕があると判断され、指数が1を超えると地方交付税の不交付団体となります。

##### ② 財政力指数の状況 ～前年度と変わり無し。依然として低い水準で推移～

- 本村の財政力指数はこれまで概ね0.1台前半で推移しており、19年度も同程度の0.140となっており、財政基盤が極めて脆弱であることに変わりはありません。
- 全国的にはこれまで財政力指数は回復傾向にありましたが、折からの原油高騰・各種物価の上昇による景気停滞の影響で、地方公共団体の基礎財源である地方税収入が伸び悩み・減少傾向となり、これに伴って全国平均の指数は伸び悩みの状況となっています。これは本村の場合も同様で、加えて財政力を改善する要因が極めて少ないことから、今後も指数の横ばい傾向が続くものと思われます。
- こうした状況を鑑みれば、企業誘致や新産業の創出、Iターン・Uターン等新規定住者の確保などの税収確保策によって、村財政基盤の強化を図ることが本村の大きな課題であると言えます。



財政力指数の推移



## (2) 経常収支比率

### ① 経常収支比率とは

○経常収支比率は、財政構造の弾力性を表わす指標で、経常的な経費に充当された一般財源が経常一般財源等に占める割合です。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額}}$$

○70%程度が望ましく上下5%を超えると弾力性を失いつつあると判断されます。

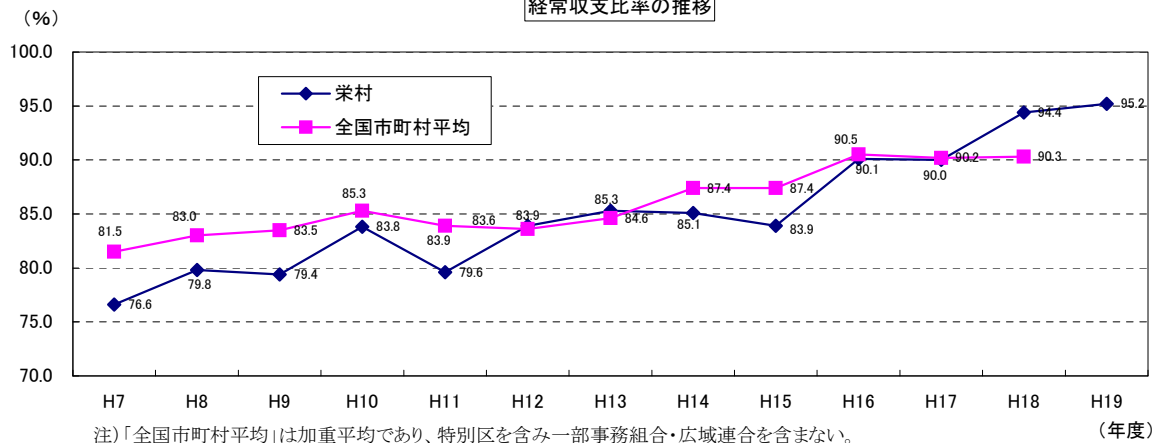
### ② 経常収支比率の状況 ～0.8%の増。財政の硬直化、更に進む～

○19年度の経常収支比率は95.2%で、前年度比0.8ポイントの増となりました。これは補助費等や繰出金の比率が減少したものの、物件費、維持補修費、公債費の比率が減少分を上回る形で増加したことが要因としてあげられます。これにより、村財政の硬直化は更に進んだことが言えます。

○90%台という数値は、県内の全市町村で比較しても高水準にあります。この主な要因は、経常経費充当一般財源自体は毎年減少しているにもかかわらず、三位一体の改革により16年度に地方交付税が突然大幅に削減され、17年度に若干の増となったものの、18年度以降は再び削減となり、経常一般財源総額が低い水準になっていることによるものです。この傾向は本村のみならず全国的な傾向となっています。

○こうした状況は今後も続く予想されており、特に最近の新聞報道においては今後、全国で数千億規模の地方交付税削減を国が検討していると伝えられるなど、地方交付税をとりまく状況は厳しさを増しております。このため村では、各種事業の見直しによる思い切った経常経費の削減を図ると共に、交付税等一般財源総額の確保を国に引き続き要請し

経常収支比率の推移



### (3) 公債費比率・公債費負担比率

#### ① 公債費比率とは

○公債費比率は、公債費の負担度合いから財政構造の弾力性を判断する指標で、公債費の一般財源に占める割合を表わします。

$$\text{公債費比率} = \frac{\text{(普通会計元利償還金充当一般財源} - \text{交付税措置のある元利償還金)}}{\text{(標準財政規模等} - \text{交付税措置のある元利償還金)}}$$

○10%を超えないことが望ましいとされています。

#### ② 公債費負担比率とは

○公債費負担比率も、公債費比率と同様に財政構造の弾力性を判断する指標の一つで、一般財源総額に占める公債費充当一般財源の割合を示すものです。

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費(一時借入金利子等含む)充当一般財源}}{\text{一般財源総額}}$$

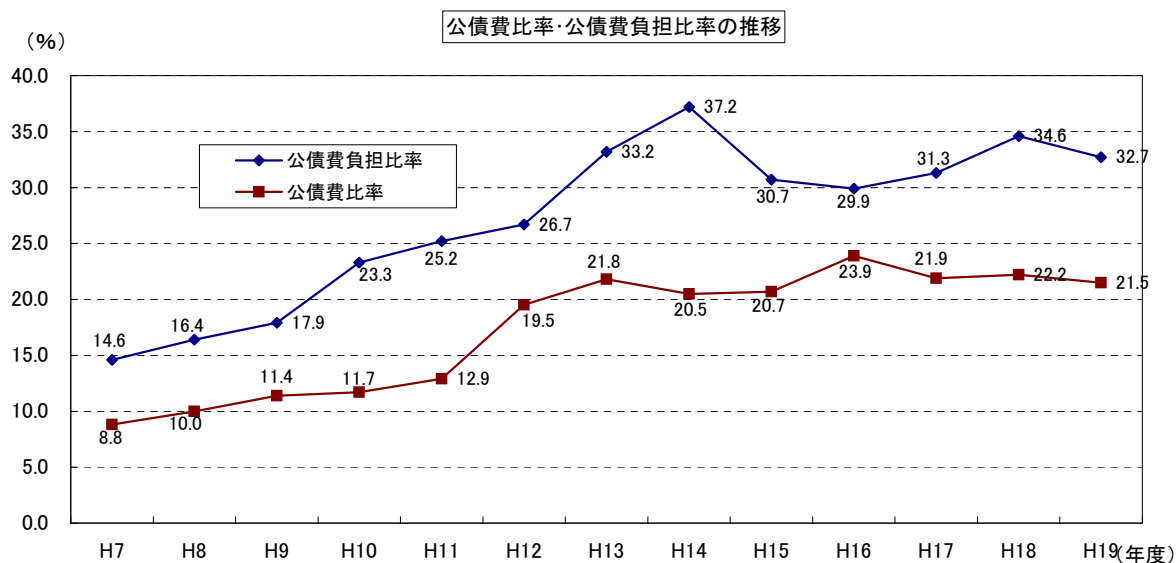
○15%以下が望ましいとされ、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

#### ③ 公債費比率・公債費負担比率の状況 ～いずれも減少したものの依然として危険ラインで推移～

○栄村の公債費比率・公債費負担比率は、これまで全体として上昇傾向にありましたが、14年度に起債の償還ピークを迎えるとともに上昇圧力が抑えられてきています。しかし、依然として高い水準で推移していることに変わりありません。

○19年度の公債費比率は21.5%で、前年度より0.7ポイント減少しました。前年度と比べて公債費が増加した一方で、村の標準財政規模も増加したのが大きな要因と思われます。また、公債費負担比率は32.7%で、2年ぶりの減少となりました。

○村で借り入れている起債の償還ピークが過ぎているとは言え、国において交付税の減額圧力が続く中にあることは、今後も新たな起債の抑制・優先順位付けが必要と言えます。



注)「全国市町村平均」は加重平均であり、特別区を含み一部事務組合・広域連合を含まない。

## (4) 起債制限比率

### ① 起債制限比率とは

○起債制限比率は、地方債の許可制限に係る指標で、標準財政規模等（一部公債費を除く）に占める公債費充当一般財源（一部債務負担行為支出を含み、一部公債費を除く）の割合の3カ年平均値です。

（普通会計に係る元利償還金＋公債費に準ずる債務負担行為に係る支出＋五省協定・負担金等における債務負担行為に係る支出）－（繰上償還額＋特定財源＋基準財政需要額に算入された公債費＋事業費補正により算入された公債費及び公債費に準ずる債務負担行為支出）

起債制限比率＝
$$\frac{\text{（普通会計に係る元利償還金＋公債費に準ずる債務負担行為に係る支出＋五省協定・負担金等における債務負担行為に係る支出）－（繰上償還額＋特定財源＋基準財政需要額に算入された公債費＋事業費補正により算入された公債費及び公債費に準ずる債務負担行為支出）}{\text{（標準財政規模等＋臨時財政対策債発行可能額）－（基準財政需要額に算入された公債費＋事業費補正により算入された公債費及び公債費に準ずる債務負担行為支出）}}$$
 の過去3カ年の平均値

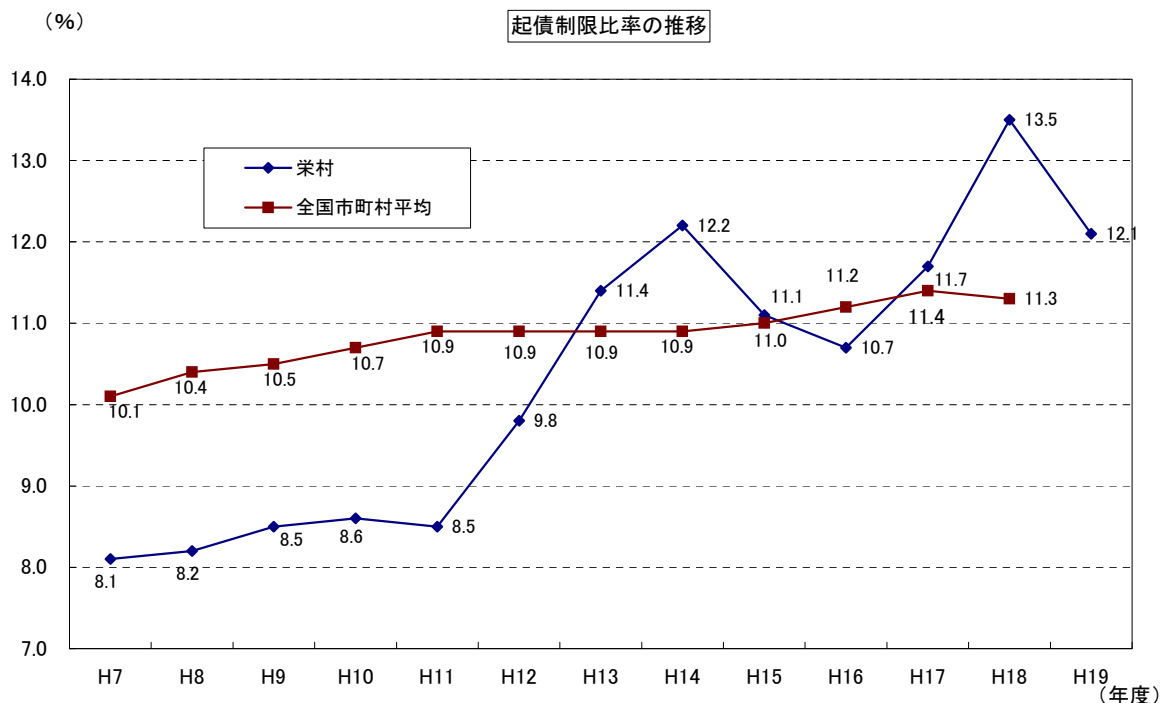
○20%以上になると一定の地方債の起債が制限され、30%以上になるとさらに制限の度合いが高まります。

### ② 起債制限比率の状況 ～前年比1.4ポイント減。必ずしも高くない水準続く～

○19年度の起債制限比率は12.1%で、昨年度より1.4ポイント上昇しました。

○また、全国の市町村と比べると、平成11年度までは非常に低い水準で推移していましたが、12年度から数値が上昇し、全国平均を上回る年度が多くなっています。

○19年度の数値自体は必ずしも異常に高い水準にあるわけではなく、また、今後の村債償還額の見通しなども考慮すれば、直ちに問題であるという状況にはありませんが、公債費負担比率等の他の指標を鑑みれば、慎重な財政運営が必要と言えます。



注)「全国市町村平均」は加重平均であり、特別区を含み一部事務組合・広域連合を含まない。

## (5) 実質公債費比率

### ① 実質公債費比率とは

- 実質公債費比率は、19年度から地方債が許可制から協議制に移行するのに伴い、新たに導入された地方債協議・許可の制限に係る指標です。従来の起債制限比率に一定の変更を加えたもので、標準財政規模等に占める実質的な公債費（地方債元利償還金のほか、公営企業会計の公債費に充当した繰出金、一部事務組合の公債費に係る負担金等公債費に準ずるものを含む）の割合の3カ年平均値を示したものです。

(普通会計元利償還金＋普通会計準元利償還金)－(元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源＋普通会計元利償還金・準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額)

実質公債費比率＝
$$\frac{\text{(普通会計元利償還金＋普通会計準元利償還金)－(元利償還金・準元利償還金に充てられる特定財源＋普通会計元利償還金・準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額)}}{\text{(標準財政規模等＋臨時財政対策債発行可能額－普通会計元利償還金・準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額)}}$$
の過去3カ年平均

- 18%以上の団体は、「公債費負担適正化計画」を策定し、起債に当たって引き続き許可を要することとなります。25%以上になると一定の地方債の起債が制限され、35%以上になるとさらに制限の度合いが高まります。
- 18年度決算から比率を求める基準が一部変わり、従来算入されていた公債費に加え、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものや一時借入金利子等が準元利償還金に算入されました。
- 北海道夕張市の財政破綻を端に発して、地方公共団体の財政状況が注目されるようになり、本比率は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公共団体の財政状況を把握する指標の一つとして採用されています。

### ② 実質公債費比率の状況 ～19.7%で起債時は許可制。前年度比0.3ポイント上昇。～

- 19年度の実質公債費比率は前年度比0.3%増の19.7%となり、起債時の協議から許可へ移行する基準である18%を超えていることから、20年度の起債も国・県の許可が必要となります。また申請時には「公債費負担適正化計画」の策定が必要となることから、起債を伴う事業を計画するにあたっては、十分な検討とより一層の優先順位付けが求められます。

## 4 村債と基金の残高

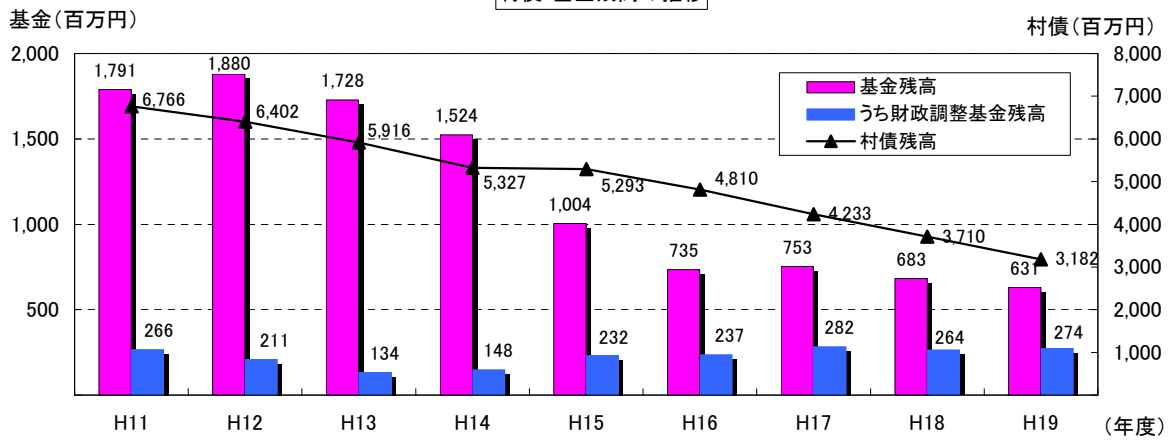
### (1) 村債残高

- 公債費は既に14年度にピークを過ぎています。村債残高についても10年度をピークに順調に減少し、19年度は前年度より5億2,376万3千円減の31億8,210万4千円となっています。
- 公債費は今後大幅に減少していく見込みであり、21年度以降に毎年度1億3,000万円程度の起債を行っていくと仮定しても、村債残高は大きく減少していくものと想定されます。
- ただし村債の一部については交付税の算入措置を受けていることから、公債費が減少すると交付税算入措置額が少なくなるという、必ずしも好材料とは言えない状況になってきます。

### (2) 基金残高

- 基金残高は、これまで庁舎建設基金や減債基金の取り崩しなどで13年度から減少が続き、19年度は5,175万減の6億3,104万3千円となりました。
- このうち、財政調整基金の残高については、各収入項目の減額により繰り入れを行いました。経費節減の効果もあり、前年度比9,839万円増の2億7,415万円となりました。
- 基金については現状の金額を維持しつつ、可能な限り積立を行いたいところですが、各種収入の大幅増が見込めない状況においては、財政の運営状況により財政調整基金の取崩が必要な事態が想定されます。

村債・基金残高の推移



償還額 (百万円)

村債償還額と残高の見通し

村債残高 (百万円)

